

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十一号（電波法施行規則第六条第四項第四号(3)の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

屋内その他電波の遮蔽^{しゃへい}効果が屋内と同等の場所であって総務大臣が別に告示する場所は、次のとおりとする。

- 一 車両内
- 二 船舶内
- 三 航空機内